

特集 民生児童委員として災害対策にどう取り組むか

- 共に支える「障がい者の地域生活」
- 都民連通信「次回の一斉改選（平成25年12月）に向けて」
- きらり☆この人
- 東社協コーナー
- 活動記録あれこれ
- カンタン!おまかせレシピ
- 編集後記



東京散歩

江古田の獅子舞

(中野区)

700年の伝統を
今も伝える

江古田の獅子舞の起源は、鎌倉時代と言われ、現在は江古田・氷川神社で10月の第1日曜日に開催されています。かつて疫病が流行した際に、しばしば村の各戸を巡って病魔を退治したという言い伝えから、「祈祷獅子」と称されています。

舞のものは鹿踊りですが、田楽法師によって改編され、田楽舞の中野獅子舞として古の姿いにしえそのままに、伝統と格式ある装束や演出を崩さず今に伝えられています。

思いやり

あなたと私の地域の“わ”



—東京都民生委員・児童委員・主任児童委員—



要配慮者の避難支援について
協議中（国立市）

民生児童委員として 災害対策にどう取り組むか

東日本大震災への対応から見えてきた課題

東日本大震災が発生して一年半がたちました。被災地では、今も困難な生活を余儀なくされている方が多くいらっしゃいますが、民生児童委員（以下、委員）をはじめ、被災地の人々の生活再建に向けた支援を続けている方々も少なくありません。

全国社会福祉協議会では、全国民生委員児童委員連合会（以下、全民児連）および、岩手・宮城・福島各県と仙台市の4県市の協力により、震災発生直後から約1年間の要援護者支援活動について調査しました。調査をまとめた報告書から見えてきたのは、発災直後からとっさの判断のもとで、可能な限りの安否確認と支援活動を行った委員の姿でした。

そこで今回は、大震災直後から全国や都内各地で取り組まれた活動の様子をはじめ、活動から見えてきた課題、震災時の経験を踏まえた新たな取り組みについてご紹介します。

震災直後から現在までの
委員の奮闘と見えてきた課題

民生児童委員が取り組む災害対策は本来、要援護者の把握や安否確認といった日頃の活動の延長として災害に備える取り組みです。災害が発生した場合には、委員自身や家族の安全確保を最優先した上で、担当地区の要援護者の安否確認等の支援に当たることが活動の基本でした。

しかし、震災直後には、自らの危険を顧みずに避難誘導などの支援に当たった委員も少なくなかったと言います。中には、高齢者を避難所へ誘導している最中に命を落とされた方もおり、全民児連の調べでは、震災で56名の委員が犠牲となりました。（平成24年7月1日確認）他にも、自宅に備蓄した物資を被災者へ提供したり、自宅を避難所として開放した方もいたそうです。

報告書では、被災地4県市の活動から、共通する事例を抽出し、それらをもとに、次のような課題が提起されています。

- ① 避難誘導等の支援よりも委員自身の避難を優先するための判断基準を検討する
- ② 要援護者情報に関係機関・団体等と共有する方法を検討する
- ③ 委員の活動範囲を整理するため、早

い段階で役割分担を検討し、委員の役割は支援につなぐことであると明確にする。

また、4 縣市では、委員自身の避難・転居等により欠員が多数生じています。各民児協では、担当地区を見直したり隣接する民児協の支援を受けたりして支援活動を続けていますが、欠員補充が進まず、現任の委員の負担が増加しているそうです。

全民児連ではこれを受けて、被災された民児協の活動支援に向けた、新たな拠金を創設し、各都道府県への呼び掛けを予定しています。

発災直後の都内における 安否確認や支援活動

東京都民生児童委員連合会では、代表会長や事務局担当者の研修や会議で、震災発生時の対応等に関する協議を実施しました。

協議からは、地震が落ち着いた後で委員に安否確認を依頼した地区がある一方、余震を考慮して当分は直接の訪問は控えるとした地区、各委員が自主的に地域を回った地区など、都内でも対応はさまざまであったことがわかりました。

委員からは、「高層マンションのエレベーターが止まって安否確認が困難だ

った」「町会・自治会や行政から求められる役割や要望が大きく負担だった」といった声が寄せられました。

「地域の人々の安心のため」という思いで活動していたとはいえ、災害時に委員が何もかも対応するのでは、活動上の負担感ばかりが浮き彫りにされることにもなりかねません。災害にあたっては、委員がどのような立場で、どのように、どこまで活動できるのか、この震災を機に、改めて検討する必要があります。

いざという時に慌てないように マニュアルの改訂・作成

こうしたさまざまな課題を踏まえた新たな取り組みが、都内各地でも始められています。

新宿区では、震災後、震度5以上の地震を想定した、委員の対応マニュアルを会長協議会中心にまとめました。



マニュアルでは、発災直後の委員の安否確認と家族の安否確認を最優先事項であると明記。さらに、二次災害や余震に

注意しながら可能な範囲で住民の安否を確認することや、住民へ支援情報を提供することが自分たちの役割であると位置付けています。

また、活動に伴う連絡の際は、必ずメモを取ることとし、メモの取り方や連絡方法、正副会長からの各委員への指示の出し方などを例文付きで紹介しています。

こうしたマニュアルの作成・改訂により、災害時に自分たちが何をすべきかある程度示されていることで、いざという時も慌てず、よりの確に行動できます。

支援する人々の輪を広げて 見守りの体制づくり

災害に備えた要支援者の見守り体制としては、地域住民や行政・関係機関などを巻き込んだ取り組みが各地で見られます。

武蔵野市では、災害時に高齢者や障がい者等の要保護者を、地域住民である支援者が2人以上で見守る取り組みを進めています。地域社協の協力で要保護者と支援者をマッチングし、災害時には、支援者が負担のない範囲で安否を確認。委員は、要保護者登録の意思確認や状態把握のため訪問します。また、市が把握した方以外に支援が必



要と思われる方を要保護者に加える役割もあります。住民や関係機関など各自が役割分担して要保護者を支援する取り組みです。

また国立市では、高齢者・障がい者に加え、自力で避難が困難な方々を広く災害時の「要配慮者」として捉え、要配慮者1人に対し、3人の支援者が見守る体制をモデル事業として始めました。この事業は、地域で暮らす要配慮者を同じ地域に暮らす人たちが把握し、災害時に複数の支援者が対象者の安否を確認し、避難所まで搬送する仕組みです。地域の要配慮者避難支援協議会がこの事業の中心となって活動し、地域自身が要配慮者を見守っていくということが最大のねらいです。

東日本大震災の経験を踏まえて、各地区の災害対策はより実践的に進化したと思われます。今回の例を参考に、また、これまでの取り組みを引き継ぎながら、地域の中に支援する人々の輪を広げていくことが、これからの災害対策として民生児童委員に求められているのではないのでしょうか。

共に支える

神楽家と地域の絆



人生は、山あり谷あり。うまくいくこともあれば、問題が起これり、悩み、立ちすくむこともあります。神楽家と地域の人たちの、人生のひと場面を通して、関係機関・団体と民生児童委員が重層的に支える姿を追っていきます。

第五話・障がい者の地域生活

かぐら 神楽家

父・民夫
(57歳・会社員)
母・鳩子
(56歳・専業主婦)
長女・ナナ
(24歳・施設職員)
祖母
(88歳)



大学を卒業したナナは、障がい者の日中活動の場である「よつば作業所」で働き始めました。ジャムやクッキー、絵葉書を作って販売をしたり、清掃業務を受託したりしています。毎週1回、地域センターでのジャム販売はナナが担当しています。普段、あまり喋らないAさんは、買いに来てくれた住民の人に声を掛けられ、二気分に受け答えをしています。Bさんはおしゃれをして、すてきな笑顔で対応しています。家族や施設職員との関わり

だけでなく、こうした地域住民との交流の大切さをナナは感じていました。社会人3年目の秋、毎年行われる施設内運動会の企画を担当することになりました。Aさんたちの生き生きとした姿を思い出し、「地域の人も呼んでみませんか」と提案すると、みんな賛同してくれました。しかし、誰にどのように呼び掛けたらいいのかと悩んでしまいました。ナナは帰宅し、母鳩子に相談すると、祖母のところに訪ねて来てくれる民生児童委員の河岸さんに相談したらどうかと教えてくれました。※この作業所は、元知的障がい者の授産施設です。現在は「就労継続支援・B型」として、生産活動や就労に必要な訓練等を行っています。



関係機関・団体

相談先

障がい者に関する地域の身近な相談先といえば、福祉事務所・保健所（保健センター等）・役所の障がい担当課・社会福祉協議会が挙げられます。地区によって、また内容によって、相談先が異なりますので、ご確認ください。

●基幹相談支援センター

今年4月から施行された改正障害

者自立支援法により、地域の相談支援の拠点として、総合的な相談業務および成年後見制度利用支援事業を行っています。（センターの設置の有無や名称は区市町村ごとに異なります）

●身体障害者相談員 ●知的障害者相談員

身体障がい者、または知的障がい者の日常生活を送る上での様々な相談に応じ、必要な福祉サービスが受けられるよう援助したり、社会参加に関する地域活動や、地域住民への啓蒙活動などを行っている民間の協力者です。

●障害者総合支援法

内閣府の障がい者制度改革推進会議総合福祉部会等における検討を踏まえて、現在施行されている「障害者自立支援法」は、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」に改められることが、今年6月に可決されました。地域社会における共生の実現に向けて新たな障がい保健福祉施策を講ずるため、関係法律の整備について定められるもので、一部を除き、25年4月に施行されます。

●障害者虐待防止法

障がい者の虐待の予防と早期発見、および養護者への支援を講じる「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（障害者虐待防止法）」が、24年10月に施行されます。



民生委員・児童委員

日野市民児協

障がい者運動会に協力



日野市社会福祉協議会では、毎年10月に、障がいの者の運動不足の解消、ストレス発散、地域との交流を目的に、「みんなといっしょの運動会」を実施しています。日野市民児協では、長年協力しており、事前の準備や会場の飾り付け、玉入れや綱引き、パン食い競争などの競技中の見守り、応援を行っています。毎年参加している委員は「子どもたちの成長した姿に会えるのが楽しみ。保護者からもまた会えたねと声を掛けられ、近況を教えてくださいます。これをきっかけに、町中でも声を掛け合う関係を築くことができました」とお話しくださいました。多くの大学生ボランティアや



地域の福祉団体が関わる中、民児協そろいのオレンジ色のジャンパーは目を引き、参加者からもボランティアからも声がかかります。「いつも気持ちよくお手伝いしてくださり、みんなから頼りにされている存在です」と社会福祉協議会の職員の方は話されます。

民生児童委員自身の障がい分野への理解にもつながるこの事業協力を通して、人と人とのつながり、支え合いの輪を広げています。

中央区民児協 車椅子体験を通して 啓蒙

毎年10月に行われる健康福祉祭りや子どもフェスティバルにおいて、中央区民児協は「車椅子体験コーナー」を運営しています。5分ほどで体験できるこのコーナーは毎年大人気で、子どもからお年寄りまで、一日二〇〇名以上の住民が訪れます。



コースには坂道もあり、車椅子の重さを実感してもあったり、乗った際の揺れの程度や段差の衝撃などを知ってもらえ

るよう工夫しています。担当している障がい福祉部会員、児童福祉部会員は安全確保、事故防止のために体験者に付き添い、交流しています。

体験者からは「うちのおじいちゃんも車椅子を使っているから、これからはもっと上手に押せるようになりたい」「車椅子に座っていると、目線はこんな高さになるのね」「ちよつとの段差がすごく邪魔に感じた。大変」といった声がありました。この活動は福祉や障がいに対する理解を深めてもらう良い機会になり、また民生児童委員の幅広い活動を理解してもらえる場にもなっています。



●東京都の障がい者施策

東京都は、3つの基本理念と5つの目標を掲げて、「東京都障害者計画」第3期東京都障害福祉計画」をまとめ、平成24年度から、さらなる障がい者施策を推進しています。地域における自立生活を支える仕組みづくりの1つとして、よければ作業所のような日中活動を支援するサービス、グループホームなどの居住系サービス、居宅介護などの訪問系サービス、地域移行支援などの相談支援、それぞれ具体的な見込み量を積算し、地域生活基盤の整備を促進しています。

Next 次回の予告

民生児童委員の河岸さんが呼び掛けてくれて、民生児童委員の間や町会の方が運動会を手伝ってくれました。それを機に道で会うとあいさつする人が増え、ナナも施設のみならず喜んでます。

充実した社会人生活を送るナナでしたが、新たな悩み事が…



※「障がいの者の表記については、原則「障がい」とします。ただし、法律名・施策・固有名称は変更できないため、混在しております。ご了承ください。



次回の一斉改選（平成25年12月）に向けて

7月27日に開催された区市町村民生児童委員事務担当者連絡協議会では、一斉改選に向けた定員確保の取り組みについて情報交換がなされました。その一部をご紹介します。

都

内の一斉改選時の充足率は改選を迎えるごとに低下し、前回改選では全国平均97.7%に対して、94.1%と全国で2番目に低くなりました。

次回改選を機に、都内定数は110名増の10,720名に改定される見込みです（10月現在）。充足率100%に向け、今から準備を進めましょう。

定員・適任者確保の現状と困難さ

前回改選後、都が行ったアンケートの結果によれば、都内区市町村の約8割が「町会・自治会」を推薦母体としているほか、民生委員や行政、学校関係者からの推薦など、複数の方法を組み合わせて、多方面から人選を行っていません。しかし、自治会加入率の低下や大規模マンションの増加、コミュニティの欠如等を理由に欠員が恒常化している地域も少なくありません。



協議会では「幅広く人材を確保

するため、推薦方法の見直しも必要」との意見が出され、「民生委員制度や活動が知られてない」「業務の範囲が広すぎる」「共働き家庭が多く適任者がいない」等の課題も整理されました。

対応の工夫

推薦母体や候補者の理解促進のため、制度概要や活動内容をまとめた資料を



作成している地区もあります。「多忙な印象を持たれると引き受けてもらえないので、どこまで記載するか判断が難しい」という声が上がると、一方、「長く委員を続けたい方には、委嘱後の仕事量とのギャップを少なくすることも大切。そうした観点からも、活動をイメージしやすい説明資料の作成が効果的」との協議がなされました。

さらに、推薦委員と民児協会長が打ち合わせの機会を持つている、候補者の不安軽減を目的に退任予定者が説明に同行する等の例も紹介されています。

現任委員に対しては、既に再任意向調査を実施した地区が見られます。早期の調査は「委嘱までの期間が長く、再任の意思を示した委員が、家庭状況や気持ちの変化を理由に退任希望に転ずる恐れがある」と懸念される反面、「退任希望者と慰留の話し合いの場を持つ」「候補者探しを重点的に行う区域を把握できる」など、さまざまな利点も挙げられました。

民生児童委員活動の魅力伝えたい

「ありがとつと言ってもらえた」「地域の役に立てた」「仲間ができた」。民生児童委員活動には、たくさん喜びややりがいがあります。新任候補者・現任委員ともに、こうした思いを実感することで、活動意欲が高まるのではないのでしょうか。

民児協として活動の魅力を確認し合い、どのように地域に伝えられるか工夫しながら、定員確保に向けた取り組みを展開していきましょう。



伊勢市民児協と都民連役員との意見交換会

去る7月19日、三重県伊勢市民児協の皆さんが、都民連を訪問され、本会役員との意見交換会が行われました。

伊勢市民児協より提示された事項は、①孤立・孤独の防止、②災害時要援護者支援、③民生児童委員のなり手不足の3点です。特に孤立・孤独の問題は互いに関心が高く、日頃の声掛けや見守りの工夫等、活動の様子を紹介し合いました。訪問を拒否する方への対応など共通の課題も数多く、充実した交流の場となりました。



きらり この人



国分寺市
民生児童委員
かわくぼ よしあき
川窪 嘉明さん

川窪さんは、農薬を使用せず、できるだけ自然に近い環境で野菜を育てる自然農法で、安全で安心な野菜作りをしています。大切なことは、「感謝の気持ち」。地域の子もたちにも心を込めて伝えていきます。

安全で安心な野菜で 心も体も健康に

ご自宅の裏には、自然農法を取り入れた畑が一面に広がり、季節の野菜や珍しい京野菜が生きて育っています。鶏小屋からは元気いっぴいのチャボたちの鳴き声。

川窪さんの野菜作りには、このチャボの餌となる穀物から鶏糞を利用した肥料まで、自然のまま、愛情を注ぎながら手作りで行うというこだわりがあります。同じ野菜でも数種類の品種を作るそうです。その理由を聞くと「野菜も人間と同じで、表情や性格がそ

れぞれ違う。それを理解して育てるとおいしい野菜ができる。これが楽しみなんだ」と笑顔で教えてくれました。

そして大切なのが「感謝の気持ち」です。太陽と大地、恵みの雨、おいしく食べられる体にも感謝。青少年健全育成委員だった川窪さんは、こうした野菜作りで感じた思いを、準備から片付けまで全て自分で経験するキャンプを指導する中で「親や周りの人に感謝する大切さ」として子どもたちにも伝えていきます。

野菜やチャボたちと触れ合うことで心が癒され、安全な野菜で健康に生活でき、子どもたちの笑顔で元気にもなれる。一つひとつに感謝する川窪さんです。

このコーナーは、きらりと輝く人生を送る委員を紹介するコーナーです。お仲間の委員をぜひご紹介ください。

東社協 コーナー

東社協「次期3か年計画」の 策定に向けて

東社協では、現在、平成25～27年度を計画期間とする「次期3か年（第3期）計画」の策定を進めています。

これまで42か所の関係者にヒアリングの協力をいただきました。次期3か年計画では民生児童委員活動とも連携して次の6つの課題の解決を目指していきます。

Ⅰ 社会的に広く取組みが求められている課題への対応

児童虐待の深刻化、認知症高齢者の増加などにより関係機関の連携の強化が必要となっています。また、「子ども・子育て新システム」の関連法が成立する中で、乳幼児期から学齢期まで連続して育ちを支える連携の強化が求められています。さらに、若年層の「つながり」や「くらしの力」を支える自立支援が必要となっています。

Ⅱ 福祉人材の確保・育成の取組み

小規模な事業所における出前型の研修や複数事業所が連携した取組みが必要となっています。さらに、福祉施設において次世代リーダーの育成を進めることが課題となっています。

Ⅲ 地域における諸課題を踏まえた取組み

現行の3か年計画では、地域福祉

コーディネーターや住民リーダーの育成に取り組んでいます。次なるステップとして、小地域で生活課題を発見し、解決につながるしくみが必要です。

また、「社会的孤立」を防いでいくために、地域に気軽に立ち寄れる居場所を作っていくことが求められています。

Ⅳ 社会福祉事業の多様な主体による取組みの推進

多様化する社会福祉事業の担い手と積極的な協働を進めるべく、それらの連絡組織等の状況を情報収集する取組みを進めます。

Ⅴ 新たな時代に対応した福祉情報の発信と参加の促進

広報戦略を強化していくとともに、区市町村社協や福祉施設においても、新たな情報ツールを活用して地域や住民への情報発信を積極的に進めていくことが求められています。

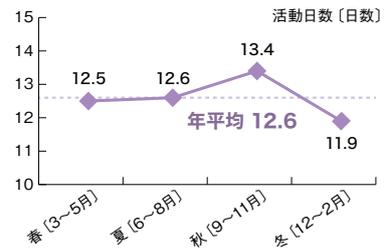
Ⅵ 災害時の福祉施設における地域の要援護者支援の構築

首都圏における災害発生を想定し、福祉施設が利用者の安全を確実に確保できることが重要です。さらに、施設周辺に暮らす要援護者の支援について福祉施設が役割を果たしていくことを目指します。



秋は、活動日数が最も増加する時期です。災害・高齢者関係の行事・事業等への協力、調査・実態把握活動、それらの活動に伴う訪問回数の増加、民児協の会議・研修の集中などがその要因と考えられます。今回は、9月に件数が多くなる「調査・実態把握」の記入の仕方について確認してみましょう。

*平成23年度の委員一人当たりの「調査・実態把握」件数は、月平均3.4件。月別では3月の7.2件に次いで、9月が6.6件です。



「調査・実態把握」とは…

民児協独自あるいは区市町村および社会福祉協議会等の他機関・他団体からの依頼により実施した「調査活動」や世帯の支援に必要な「情報収集」「状況把握」を行った延べ件数を計上します。



日・曜日	活動概要
2(火)	高齢者実態調査で、A・B・Cさん宅を訪問。在宅中であったAさん、Bさんは調査できたが、Cさんは不在で調査できず。
3(水)	昨日不在であったCさん宅を訪問。在宅していたので調査を依頼したが、断られた(調査拒否)。
4(木)	同様の調査でDさん宅を訪問すると出掛けるところであった。調査を依頼すると、自分で記入しておくので後日取りに来てほしいと言われた。
6(土)	Dさん宅を訪ね、調査票を回収。その際、健康問題の相談を受け、1時間ほど話を伺った。

相談・支援件数		その他の活動件数			訪問回数	
内	分	調査・実態把握	行事・事業・会議への参加・協力	地域福祉活動・自主活動	訪問・連絡活動	その他
容	野	(1)	(2)	(3)	(7)	(8)
		1	1	1	1	1
		—	—	—	—	—
		—	—	—	—	—
(3)	(16)	—	—	—	—	—

調査活動は、(2)や(3)には記入しません。敬老金・品などの「配付事業」への協力と混同しやすいのでご注意ください(前号参照)。

- *1: 調査活動に伴う住民宅への訪問は、訪問回数「その他(8)」に記入します。
 - *2: 活動記録では、調査活動(依頼)をした結果として断られたと考え、調査拒否の場合も1件記入します。
 - *3: 調査を依頼した日と回収した日が違う場合は、それぞれ1件ずつ記入します。
- ⇒上記のように、実際に手元に集まった調査票の数と活動記録上の件数が違ってくる場合もあります。

カンタン! おまかせレシピ

ほくほくサツマイモの紅茶煮

- ① サツマイモ(1本)を食べやすいよう1口サイズに切ります。
- ② 鍋に水(200ml)、砂糖(大さじ4)、紅茶のティーバッグ(1つ)、①のサツマイモを入れ、火にかけます。
- ③ 紅茶の色が出たらティーバッグを取り出し、サツマイモがやわらかくなるまで煮込んだら完成です。



オレンジ等の
フレーバー紅茶でも
おいしくつくれます!

編集委員

- 桜井 慧雄(港区)
- 大島志づ江(北区)
- 古賀 昭弘(世田谷区)
- 牧田 勝夫(中野区)
- 細川 幸子(墨田区)
- 青山 豊子(町田市)
- 小林 邑子(武蔵野市)
- 酒井 治子(東村山市)
- 田所 佳洋(立川市)

編集協力

- 市東 和子
(都民連副会長: 広報担当)

編集後記

東日本大震災から一年半が過ぎ、大きな爪痕を残しながらもたくましく復興を遂げている被災地。人と人との絆の大切さを感じます。特集では、災害対策の取り組みを紹介しました。猛暑日、編集委員会では熱く活発な意見交換が続き、終了時間を超過するほどでした。神楽家のナナちゃんも再び登場、障がい者施設に就職です。

小林 邑子

発行 東京都民生児童委員連合会
〒162-0823 新宿区神楽河岸1-1 セントラルプラザ4階
TEL: 03 (3235) 1163 FAX: 03 (3235) 1169
E-mail: tominren@u01.gate01.com
年4回発行 印刷: 株式会社トライ